

船橋市キャッシュレス決済ポイント還元事業業務に関するプロポーザル実施要領

1. 業務目的・内容等

別紙『船橋市キャッシュレス決済ポイント還元事業業務仕様書』による

2. プロポーザル方式により受託候補者を特定する理由

価格のみによる競争では、目的を達成できない者が選定される恐れがあることから、専門的な知識・経験を有する者からの提案を受け評価し、受託候補者を特定するため。

3. プロポーザル方式の方法及び理由

キャッシュレス決済ポイント還元事業業務の実績を有する者が複数者おり、広く提案を受ける必要があることから公募型とする。

4. 事業スケジュール

(1) 公募開始	令和3年 9月14日 (火)
(2) 質問書の締切	令和3年10月 1日 (金)
(3) 質問書に対する回答	令和3年10月 4日 (月)
(4) 参加申込書受付締切	令和3年10月 5日 (火)
(5) 参加資格確認結果通知	令和3年10月 6日 (水)
(6) 提案書等の提出締切	令和3年10月15日 (金)
(7) プレゼンテーション	令和3年10月18日 (月)
(8) 審査結果通知	令和3年10月19日 (火)

※ただし、各実施日については、事務上の都合により変更できるものとする。

5. 参加資格・参加申し込み方法・提出書類等

(1) 参加資格

次に掲げる事項を全て満たす者とする。

- 本市の業務委託の競争入札参加資格を有していること、またはそれに準じる者であること。
- 地方自治法施行令第167条の4第1項各号に該当する者でないこと。
- 参加申込書の提出期限から受託候補者の特定までの間に、船橋市建設工事請負業者等指名停止措置要領による指名停止、船橋市建設工事等暴力団対策措置要綱による指名除外及び船橋市入札参加有資格者実態調査実施要領に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。
- 過去1年以内に他自治体での類似事業の契約実績を有していること。

※ 複数社が共同して、プロポーザルに参加することを可とする。この場合、代表する一社

が関係書類を提出し、提案書類に対象キャッシュレスを明示することとする。

(2) 参加申し込み方法

①提出書類

様式1『参加申込書』は全事業者が提出するものとし、本市の業務委託の競争入札参加資格を有していない場合にあつては、以下の書類を添付すること。

- 法人の登記事項証明書（写し可）
- 印鑑証明書（写し可）
- 直近1年分の財務諸表（貸借対照表、損益計算書等）
- 納税証明書（写し可）
 - 国税：法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書（その3の3）
 - 県税：（千葉県内に事業所を有する者に限る）千葉県税の完納証明書（納税証明書その2）
- 市税納付確認書

②提出方法

船橋市商工振興課（〒273-8501 船橋市湊町2-10-25）あてに、持参又は郵送すること

③提出期限

令和3年10月5日（火）（市税納付確認書に限り、9月24日（金））

- ・持参の場合 閉庁日を除く9時から17時までの間に持参すること
- ・郵送の場合 期限日までに必着であること

④参加申込の結果

令和3年10月6日（水）に連絡先に記載された宛先に郵送にて通知する。

(3) 提案に用いる書類等

(2) ①の参加申込書類を提出後（同時でも可）、提案書類を次のとおり提出するものとする。なお、提出された書類は返却せず、また提出書類の訂正・差し替えは認めないこととする。

①提出書類

- 提案書 6部
 - 様式は自由とするが、A4版、両面印刷、縦・横書き自由、30ページ以内で作成すること。また提案書には、評価項目・評価基準に関する内容を必ず記載すること。
- 見積書（様式3） 6部

②提出方法

船橋市商工振興課（〒273-8501 船橋市湊町2-10-25）あてに、持参又は郵送すること

③提出期限

令和3年10月15日（金）

- ・持参の場合 閉庁日を除く9時から17時までの間に持参すること
- ・郵送の場合 期限日までに必着であること

6. 提案限度額

金1,070,903,000円(消費税及び地方消費税を含む)

※ この金額は、契約時の予定額を示すものではなく、事業の規模を示すためのものである。

7. 評価方法等

(1) 評価項目、評価基準及び点数配分

本プロポーザルについては、評価委員会が以下の項目を総合的に審査・評価し、業務に最も適した提案を行ったと認められる者を選定する。

評価項目	評価基準	配点 (満点)
ユーザー数	ユーザー数が多いキャッシュレス決済サービスであるか(多くの市民が使えるものであるか)。	20点
市内加盟店数	市内の多くの店舗で利用できるキャッシュレス決済サービスであるか(特に中小規模の店舗の加盟店が多いほど、評価が高いものとする)。	20点
サービス内容	決済手数料率・振込手数料などのランニングコストが低い、決済から換金までのサイクルが短い、セキュリティ対策が万全など、加盟店にとってサービスが充実しているか。	20点
サポート体制	市民や店舗からの問い合わせに対応する体制が整っているか。	10点
実績	他自治体での実績があり、類似業務の経験が豊富であるか。	10点
見積額	予算に見合った規模となっており、また見積総額に対するポイント付与相当額の割合が高いか(事務経費の占める割合が低い)。	10点
その他提案	仕様書に規定する以外の事業者独自の提案が優れているか。	10点
合計		100点

(2) 点数の算出方法

評価委員は、6段階(20点満点の評価項目は0点から4点刻み、10点満点の評価項目は0点から2点刻み)で採点を行い、合計点の高い事業者順に順位を付し、各評価委員が付した順位の数字を合計した数値(以下「順位点」という。)の最も低い者を受託候補者とする。

ただし、順位点が同一の者が複数いた場合には、各評価委員の採点の合計点数が最も高い事業者を選定し、さらに合計点数も同一の事業者が複数いた場合には委員の評決により選

定する。

8. プロポーザルに関する質問

(1) 質問方法

様式2『質問書』を電子メールで船橋市商工振興課あてに送付すること。

あて先：shokoshinko@city.funabashi.lg.jp

※ 送付後は、船橋市商工振興課あて（047-436-2472）に電話し到着確認をすること

※ 評価等に影響を及ぼす恐れがある質問（参加業者数・参加業者名・評価委員等）についての質問は受け付けない。

【質問期間】令和3年9月14日（火）から令和3年10月1日（金）まで

(2) 回答方法

市ホームページに掲載する。

URL：<https://www.city.funabashi.lg.jp/jigyounyusatsu/001/p095319.html>

【回答日】令和3年10月4日（月）

9. プレゼンテーション

(1) 実施日時・場所

【日時】令和3年10月18日（月）午後

【場所】船橋市役所本庁舎内

※ 詳細な時間及び場所は、参加申込結果通知時に連絡する。

(2) 出席者・実施者・実施方法

1 事業者あたり5名以内（複数社が共同して、プロポーザルに参加する場合は、全社合わせて5名以内）とし、本業務を受託した際に担当予定の者が事前に提出した提案書に基づき説明すること。なお、必要に応じてパソコン等を持ち込み、プロジェクターに投影して説明することを可能とする。

(3) 実施時間

1 事業者あたり30分以内（セッティング・撤去時間を含む）とする。

(4) 貸出物品

机・椅子・電源・スクリーン・プロジェクター（対応接続端子はHDMI、VGA）とする。それ以外の物品については、参加事業者の負担において用意すること。

10. 評価結果の通知について

受託候補者を特定した場合、受託候補者には、採用通知書、それ以外の者には不採用通知を送付する。

11. 結果の公表及び方法

審査結果は、市ホームページに公表する。公表する項目は、評価項目・点数配分・参加事業者名・採点結果（大項目の点数及び合計点数）とする。ただし、受託候補者以外の参加事業者と採点結果は、対応させない（参加事業者が、2者の場合にあっては、採点結果のみ公表し、参加業者名は公表しない）。

12. 失格要件

次に掲げるいずれかに該当した場合には、失格とする。

- 参加申込書又は提案書類について、提出期限を過ぎて提出された場合
- 提出書類に虚偽の記載があった場合
- 提案限度額を超えた見積を提出した場合
- プレゼンテーション開始時間までに会場に来なかった場合
- 審査の公平性を害する行為があったと市が認める場合

13. その他留意事項

- 本プロポーザルへの参加費用については、すべて事業者負担とする。
- 参加申込書の提出後、本プロポーザルを辞退する時は、辞退届をプレゼンテーション実施日の3日前までに提出すること。なお、辞退届の様式については、辞退の意向が示された時に提示する。
- 受託候補者と特定されたことをもって、契約締結確定するわけではなく、仕様の協議により訂正・追加・削除を行い確定させた後、同者と1者随意契約を行い、契約書の取り交わしをもって契約成立となる。また、提案内容が全て仕様に盛り込まれるわけではないことに留意すること。
- 受託候補者特定から契約締結、キャンペーンの実施まで期間が短いことから、必要に応じて、受託候補者特定前に契約書案の内容確認やPRツールに使用する素材（例：市章等）の提供を行うことを可能とする。ただし、受託候補者特定や契約締結内容確定を約束するものではないことに留意すること。
- 参加事業者が1者であっても、評価を行い、受託候補者として適当でないと認められる場合には、受託候補者を特定しないことがある。
- 本プロポーザルにおいて提出された提案書等の書類は、船橋市情報公開条例（平成14年船橋市条例7号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。

14. 事務局

船橋市役所経済部商工振興課

担当者 澤田・松田

電話番号 047-436-2472

Email shokoshinko@city.funabashi.lg.jp

附則

(施行日)

この要領は、令和3年9月14日から施行する。

(失効日)

この要領は、令和3年10月31日をもって、その効力を失う。

(様式1)

年 月 日

船橋市長 松戸 徹 あて

所在地

社 名

代表者職氏名

印

参 加 申 込 書

船橋市キャッシュレス決済ポイント還元事業業務について、プロポーザル方式への参加を申し込みます。なお、添付書類及び記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

記

1. 船橋市業務委託競争入札参加資格への登録

登録有 登録無

※ 登録無の場合は、本プロポーザル実施要領5(2)①に規定する書類を添付すること

2. 対象とするキャッシュレス決済サービスの名称

--

3. 過去1年以内における他自治体での類似事業の契約実績

自治体名	期間

※ 行が不足する場合は、適宜追加すること(資料の添付でも可)。

4. 連絡先

部署名	
担当者名	
郵送先	
電話番号	
Email	

(様式2)

年 月 日

船橋市長 松戸 徹 あて

所在地

社 名

代表者職氏名

質 問 書

船橋市キャッシュレス決済ポイント還元事業業務に関するプロポーザルについて、次のとおり質問します。

No	資料名	ページ	質問内容
1			
2			
3			
4			
5			

※ 行が不足する場合は、適宜追加すること（資料の添付でも可）。

【連絡先】

部署名	
担当者名	
電話番号	
Email	

(様式3)

年 月 日

船橋市長 松戸 徹 あて

所在地

社 名

代表者職氏名

印

見 積 書

船橋市キャッシュレス決済ポイント還元事業業務について、次のとおり見積もります。

1. ポイント付与に相当する経費

①ポイント付与相当額（不課税）	円
-----------------	---

※ 見込額に幅がある場合は、最大値で見積もること

【キャンペーン以外で通常時から付与しているポイントの取扱い】

- キャンペーンで付与するポイントと重複適用する
- キャンペーンで付与するポイントに重複適用しない
- その他（ ）

2. ポイント付与以外の経費

②キャンペーンPR ツール作成及び送付費（税抜き）	円
③その他経費（税抜き）	円
④消費税及び地方消費税（(②+③)×10%）	円

3. 見積額総計

見積額総計（①+②+③+④）	円
----------------	---

※ 見積額総計が、本プロポーザル実施要領「6. 提案限度額」に規定する金額を超えた場合、失格となる。

※ 見積額の積算基礎等の詳細は、提案書に記載すること。